

総額	立候補準備のための支出								
	選挙運動のための支出								
	総計								
支出のうち公費負担相当額	項目	単価 (A)		枚数 (B)		金額 (A)×(B)=(C)			
	選挙運動用通常葉書の作成	円		枚		円			
	ビラの作成	円		枚		円			
	ポスターの作成	円		枚		円			
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円		枚		円			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円		枚		円			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円		枚		円			
	政見放送のための録画等					円			
	計					円			

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであつて、真実に相違ありません。

何年何月何日

出納責任者 住 所

氏 名

備考

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額(選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成又は政見放送のための録画等に係るものをいう。以下同じ。)を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 6 精算届後の報告書にあつては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 7 収入の部の記載については第三十号様式収入簿の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から9までの例によるものとする。
- 8 出納責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。